

居宅介護（介護予防）支援事業所 管理者 様

熊本市高齢介護福祉課長 山浦 英樹
(公 印 省 略)

住宅改修理由書作成にかかる居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼の取下げについて（通知）

平素は、本市の介護保険行政の推進について、ご理解とご協力とを賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、下記通り取決めましたので、速やかにご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 住宅改修において居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼届出の取り下げが必要な場合
次の2つの場合には、居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼届出を取り下げてください。

- ①居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼が届け出であるにも関わらず、担当のケアマネージャーが「住宅改修が必要な理由書」を作成しない場合。
- ②居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼を届け出後、様々な支援を行ったが、結果として住宅改修の利用しかなく、居宅介護（介護予防）支援費が発生しないため、住宅改修申請支援費を請求する場合。

2. ②において住宅改修申請支援費を支給するための条件

以下の2つの条件を満たす場合には、住宅改修申請支援費を支給します。

- (1) 居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼の届出後、住宅改修着工月まで居宅介護（介護予防）支援費が発生していない。
- (2) 着工月以後3ヶ月間介護保険サービスの利用見込みがない場合。

3. 必要な手続き

「居宅サービス計画作成依頼届取下げ書」に被保険者証を添えて、区役所窓口にご提出ください。

※この手続きは、被保険者の同意を得て行ってください。

※また、介護保険サービスを利用する場合に、再度届出の必要があることも併せてご説明ください。

【お問い合わせ先】

担当	高齢介護福祉課
電話	096-328-2347